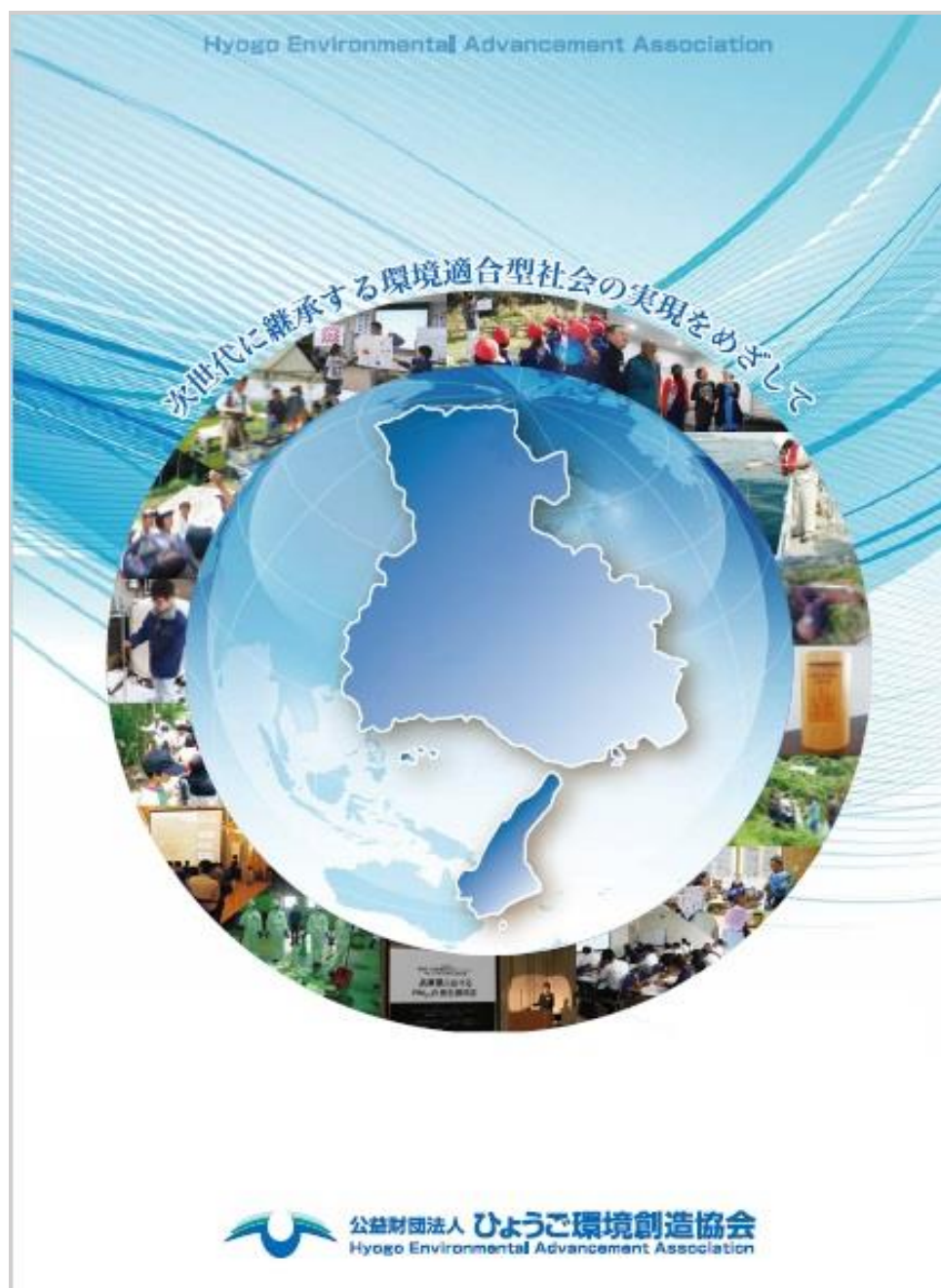


環境活動レポート 平成28年度版

(対象期間：平成28年4月～平成29年3月)



発行日：平成29年8月10日

改訂日：平成29年8月30日



目 次

I. 組織の概要	1
II. 事業活動の内容	5
III. 環境への取り組み	7
1 実施体制	7
2 環境方針	8
3 環境活動計画と環境目標の実績及びその評価	9
4 次年度の取り組み内容	17
5 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	19
6 代表者による全体評価と見直しの結果	23

I 組織の概要

(H29.4月現在)

(1) 名称及び代表者

公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 岩根 正

(2) 所在地

※『本部』	〒654-0037	神戸市須磨区行平町 3-1-18
温暖化対策第2課	〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通 5丁目 10番 1号 (兵庫県庁内)
※『資源循環部』	〒650-0023	神戸市中央区栄町通 4-2-18 キンキビルディング内
尼崎事業所	〒660-0087	尼崎市平左衛門町 70
神戸事業所	〒657-0853	神戸市灘区灘浜町 1番 2号
津名事業所	〒656-2132	淡路市津名町志筑新島
姫路事業所	〒672-8079	姫路市飾磨区今在家字近藤新田 1351-41
播磨事業所	〒675-0155	加古郡播磨町新島 13-1
※『赤穂事業所』	〒678-0208	赤穂市西浜町 1016-1
※『エコひょうご尼崎発電所』	〒660-0846	尼崎市船出 29
ひょうご環境体験館	〒679-5148	佐用郡佐用町光都 1丁目 330-3

※『』表示は、平成 29 年 3 月末時点でのエコアクション 21 認証登録範囲 「以下※同じ」

★尼崎事業所、神戸事業所、津名事業所、姫路事業所、播磨事業所は EA21 認証・登録事業所である大阪湾広域臨海環境整備センターのもとで活動

★ひょうご環境体験館は指定管理施設のため、県の「ひょうご環境体験館管理水準書」のもとで活動、環境創造部温暖化対策第2課は、県の EMS のもとで活動

(3) 設立 昭和 47 年 5 月 31 日

(4) 基本財産 6 億 5 千万円

(内訳) 兵庫県	160 百万円
県下全市町	330 百万円
神戸商工会議所	23 百万円
ひょうご環境創造協会	137 百万円

(5) 事業活動

環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業、太陽光発電事業

(6) 事業の規模 (平成 28 年度 ※エコアクション 21 認証登録範囲)

① 役職員数 ※137 名

(内訳) ※ 本部・資源循環部	125 名
※ 赤穂事業所	12 名 (委託業者の常駐の従業員を含む。)

② 売上高 ※2,042 百万円

(内訳) ※ 本部・資源循環部	1,483 百万円 (うち太陽光発電事業 569 百万円)
※ 赤穂事業所	559 百万円

③ 床面積 ※10016.04 m²

(内訳) ※ 本部・資源循環部	7086.89 m ²
※ 赤穂事業所	2847.74 m ²

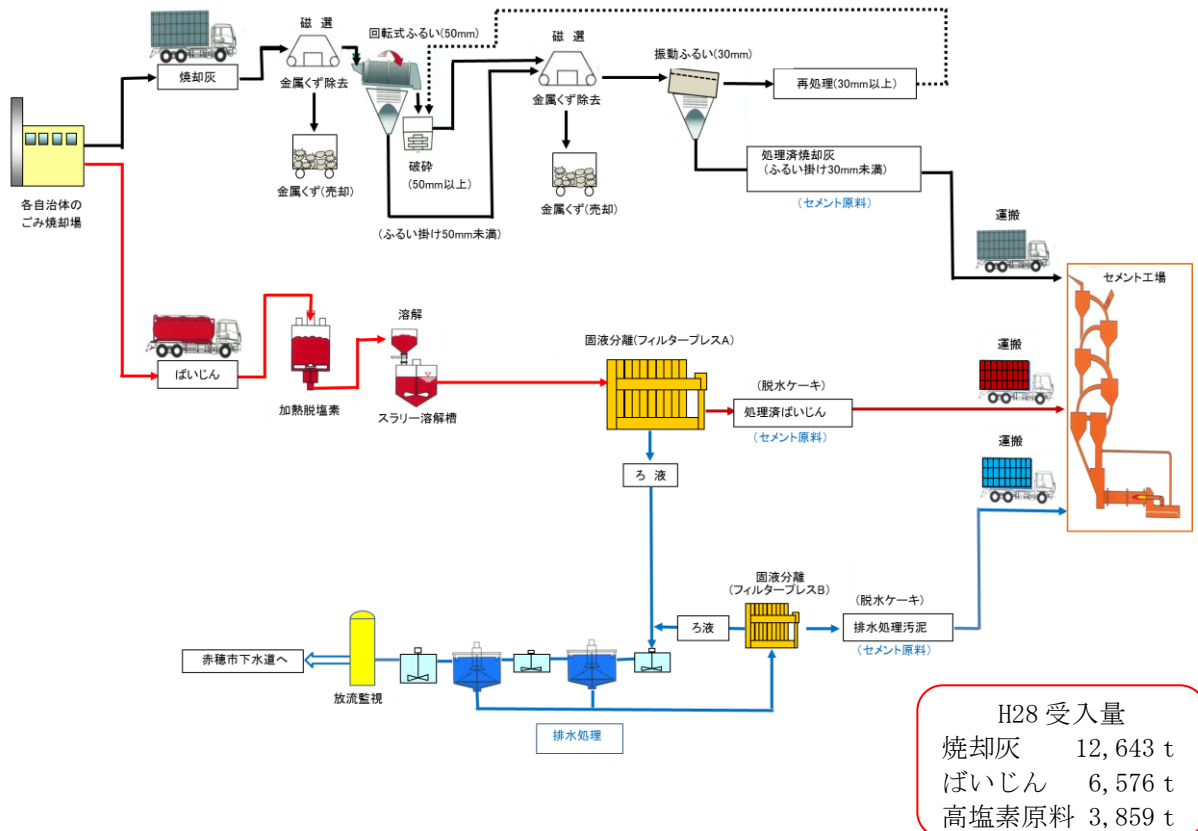
(7) 事業登録

建設コンサルタント登録（建設環境部門）	建 23 第 9758 号	
建設コンサルタント登録（廃棄物部門）	建 23 号 9758 号	
計量証明事業登録	兵庫県計証第濃 3 号（大気中の物質の濃度、水又は土壌中の物質の濃度）	
	兵庫県計証第騒 6 号（音圧レベル）	
	兵庫県計証第振 7 号（振動加速度レベル）	
	兵庫県計証第特定濃度 6 号（大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度）	
水道水質検査機関登録	厚生労働省（登録番号第 60 号）	
作業環境測定機関登録	兵庫労働基準局 28-9 号	
温泉成分分析機関登録	薬第 07E-0001 号	
建築物飲料水水質検査業登録	兵庫県 56 水第 11 号の 5	
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関	環境省 2003-5-1013	
MLAP（認定特定計量証明事業者）	N-0060-02（大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類）	
エコアクション 2.1 地域事務局 認定・登録	（一財）持続性推進機構（認定・登録番号 1-002） 認定日：平成 17 年 3 月 23 日	
兵庫県地球温暖化防止活動推進センターの指定	兵庫県指令大気第 1 号 指定日：平成 12 年 4 月 1 日	
廃棄物処理センターの指定	環境大臣指定	
指定の内容	根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 15 条の 5 第 1 項
	指定年月日	平成 24 年 2 月 10 日
	指定番号	環廃産発第 120210001 号

赤穂事業所	一般廃棄物処理施設設置許可	兵庫県西播磨県民局長許可			
	許可の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項			
	許可年月日及び許可番号	(設置許可) 平成21年8月24日 120-1 (変更許可) 平成26年3月24日 134-1			
	事業計画の概要	地方自治体のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんをセメント原料として利用するための前処理			
	処理施設の種類の施設の種類	ごみ処理施設 (セメント焼成の前処理施設)			
	処理方法	処理する一般廃棄物の種類	処理方式	処理能力 (規模)	
		焼却灰	破砕、選別	84 トン/日	計 144 トン/日
ばいじん	水洗、脱水	60 トン/日			
処理工程図	別図1のとおり				

別図1

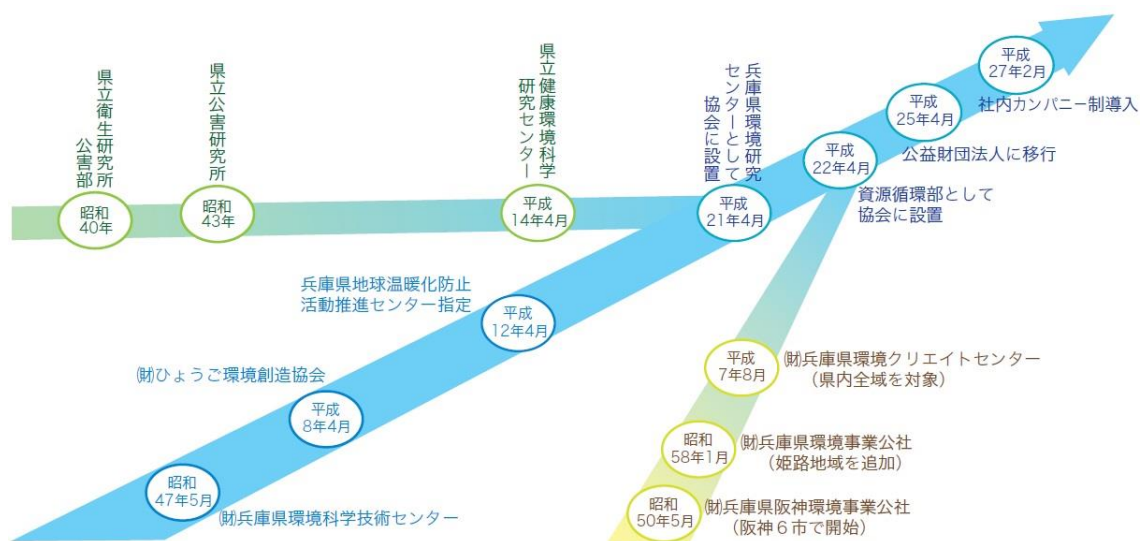
ごみ焼却灰・ばいじんのセメントリサイクルフロー



(8) 技術スタッフ

博士	9名	公害防止管理者（大気関係第1種）	3名
環境計量士（濃度）	13名	公害防止管理者（水質関係第1種）	9名
環境計量士（騒音・振動）	5名	公害防止管理者（ダイオキシン類関係）	7名
一般計量士	1名	1級土木施工管理技士	1名
環境騒音・振動測定士（上級）	1名	2級土木施工管理技士	1名
土壌汚染調査技術管理者	6名	1級造園施工管理技士	1名
第1種作業環境測定士	7名	生物分類技能検定（植物2級）	2名
第2種作業環境測定士	2名	2級ビオトープ計画管理士	1名
臭気判定士	6名	2級ビオトープ施工管理士	1名
水道技術管理者	1名	廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）	2名
技術士（試験合格者含）	7名	廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）	3名
技術士補（試験合格者含）	10名	第2種電気主任技術者	1名
環境大気常時監視・主任技術者	1名	建築物石綿含有建材調査者	1名

(9) 沿革



(10) 環境管理責任者及び連絡担当者（事務局）

環境管理責任者 : 常務理事 鷺見 健二
 連絡担当者 : 経営企画部総務企画課長 吉本 康章

II 事業活動の内容

1. 環境創造事業

環境に適合した新しいライフスタイルの創造や、事業活動の促進のため、県民・NPO・事業者が一体となり、環境負荷の低減を図るなど、低炭素社会、自然共生社会を目指した取り組みを行っています。

(1) 地球温暖化防止の推進

地球温暖化対策の最大の課題はCO₂の排出量削減であり、そのために「化石燃料の消費を減らす」、「再生可能エネルギーを増やす」ことを目標に事業を展開しています。

(2) 生物多様性保全の推進

「生物多様性ひょうご戦略（改訂版）」（平成26年3月）をもとに、県民への普及啓発や環境NPO・企業等の連携促進等を行っています。

(3) 環境学習・教育の推進

県民、環境団体等が行う環境学習に関するさまざまな相談に応じるため、環境学習・教育の拠点である「ひょうごエコプラザ」に、環境学習・教育コーディネーターを配置し、学習方法やプログラムの提案、講師やサポーターの斡旋、環境学習ツールの貸出等を行い、情報発信・活動支援・交流促進を図っています。

環境学習の拠点施設として県が整備し指定管理を受けている「ひょうご環境体験館」を活用し、地球温暖化防止などの企画展示を行うとともに、開発・蓄積した環境学習プログラムに沿った体験型環境学習を行っています。

また、県内の環境学習に係るフィールドや人材の活用・連携を図り、あらゆる世代のライフステージに応じた環境学習の裾野を広げていく取り組みを行っています。

（※「ひょうご環境体験館」は県の環境マネジメントシステムで運用しています。）

(4) 環境保全創造活動の促進

県民・NPO等の環境の保全創造活動への支援や連携・交流の促進を図ることにより、環境保全創造活動を推進しています。

2. 循環型社会推進事業

兵庫県における廃棄物に関わる取り組みに対して総合的に対応する体制を整備、強化し、循環型社会構築を目指したさまざまな活動を推進しています。

(1) 廃棄物処理等に係る市町等支援事業等

廃棄物処理施設の建設は20～30年に一度であるため、個々の市町等では必要なノウハウを保有する技術者の確保が困難となっています。そこで、市町等からの要請に基づき、廃棄物処理計画の作成、廃棄物処理施設に係る機種を選定・発注仕様書作成や廃棄物の適正処理等の相談業務を行っています。

また、新たにごみ処理事業に従事することとなった市町等の職員を対象に、基礎的・実務的な知識の習得を目的とする研修会等を開催しています。

廃棄物の不法投棄について、投棄原因者が不明又は資金力不足の場合、土地所有者・県市町等の要請に基づき、委員会で審査のうえ、原状回復事業を行っています。

また、不法投棄量等を把握する必要があるときは、調査を実施し、市町等の要請に基づき、廃棄物の不法投棄・不適正処理の未然防止及び再発防止対策に対して助成を行っています。

(2) 廃棄物の再資源化事業（セメントリサイクル事業）

市町等のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんの再資源化事業を、住友大阪セメント（株）と共同して取り組んでいます。

セメントリサイクル事業に参画する市町等のさらなる拡大・受入量の増加を図っています。

(3) 環境ビジネスの推進

兵庫県が策定した「ひょうごエコタウン構想」の実現に向け、当協会が事務局となっている「ひょうごエコタウン推進会議」に対し、運営支援を行っています。

広東省等の環境保全と広東省・兵庫県の環境産業の振興を図るため、兵庫県の企業・団体に中国の環境問題や広東省の企業等に関する情報を提供するとともに、広東省環境関連部局・団体との交流事業を推進しています。

(4) 普及啓発事業

循環型社会構築を目指した県民レベルのさまざまな活動を促進するため、地域における3R推進活動を担う人材の育成とその活動支援を行っています。

3. 環境調査・測定分析事業（環境技術事業本部）

運営責任と収支の明確化等を図るため、導入した社内カンパニー制のもと、独立採算を旨とした環境調査・測定分析事業を推進しています。

(1) 環境調査事業

市町等からの要請に応じ、低炭素社会づくり、生物多様性保全に係る調査・計画策定など、環境調査事業を公正・中立的な立場で実施しています。

国等の公募・提案型事業の積極的な受託を図り、また、顧客が抱える課題解決に向けた提案を行うなど、環境コンサルティング事業を進めています。

(2) 測定分析事業

環境計量証明事業所として、土壌対策、ダイオキシン類・クリプトスポリジウム・アスペスト・PM2.5等の分析など、協会の強みを生かしつつ、迅速に正確な調査・分析を行っています。

4. 環境研究事業（兵庫県環境研究センター）

県内の環境の状況や発生源の動向の把握、有害物質漏えい等の緊急時の対応など、行政ニーズを踏まえた調査研究を実施するとともに、国・地方環境研究機関、大学との共同研究や研究成果の発信等を行っています。

(1) 多様化する環境問題への対応

PM2.5、黄砂等による広域汚染、大阪湾の環境改善の停滞化や播磨灘における海苔の色落ち、有機フッ素化合物等の未規制化学物質の問題、地球温暖化問題など、環境に関する新たな問題が次々と発生しているため、今までの研究成果を活かし、関係機関と連携して、これらの環境問題の解決に取り組んでいます。

(2) 環境危機への対応

不測の健康・環境危機の発生時に迅速かつ正確に対応するため、県と連携した緊急時体制を整備するとともに、迅速分析法の開発や緊急時対応に関する情報収集を行っています。

(3) 研究成果の情報発信等

研究成果について、学会等で発表を行うとともに、環境学習イベントに参加して環境科学の普及啓発の推進に取り組んでいます。

また、国際協力事業を推進するとともに、学生への研修を行っています。

5. 国際協力事業

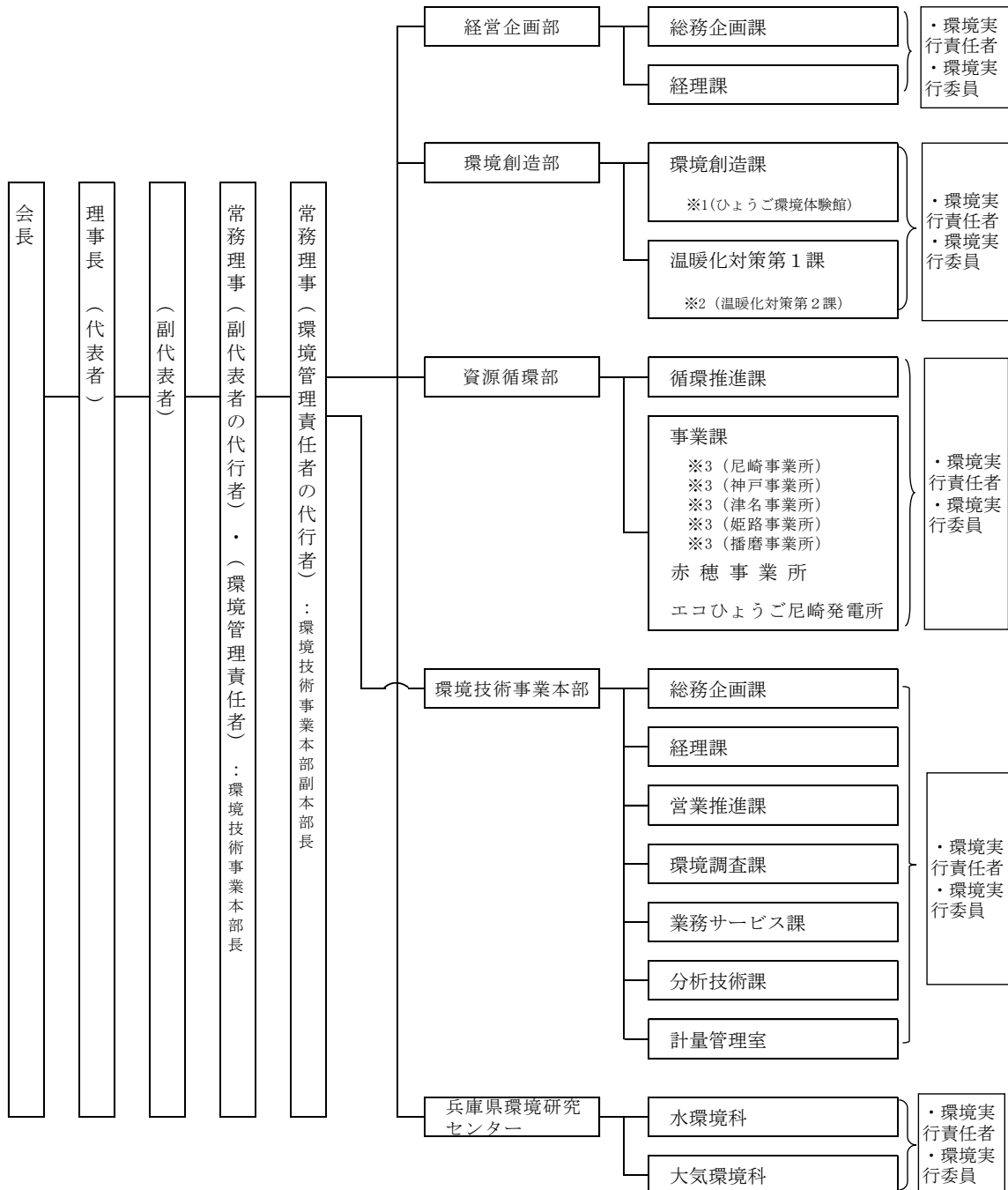
兵庫県と協力しながら、長年にわたって培ってきた環境に関するさまざまなノウハウ、技術力等を活かした国際協力事業を展開しています。

6. 太陽光発電事業

再生可能エネルギーの創出に貢献するため、尼崎沖フェニックス事業用地管理型区画において、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用した大規模太陽光発電事業を実施しています。（平成26年12月稼働）また、太陽光発電事業により発生する収益の一部について、太陽光発電事業収益活用事業を実施するため積み立てし、地球温暖化防止対策をはじめとする環境分野の公益事業等に活用していきます。

III 環境への取り組み

1 実施体制



※1 ひょうご環境体験館（指定管理施設）は、県の「ひょうご環境体験館管理水準書」のもとで活動しているため対象外とする。

※2 温暖化対策2課は、県のEMSのもとで活動しているため対象外とする。

※3 EA21認証・登録事業所である大阪湾広域臨海環境整備センターのもとで活動しているため対象外とする。

公益財団法人ひょうご環境創造協会環境方針

【 理 念 】

公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下、「当協会」という）は、環境の保全と創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、活動のあらゆる面で、環境の保全と創造に配慮して行動する。

【 方 針 】

当協会は、「環境適合型社会の実現をめざし、参画と協働の取組を進めます」をスローガンに、県民、NGO・NPO、事業者、行政の行う環境保全と創造活動を支援し、促進する推進母体として、環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業、太陽光発電事業の事業活動等において、環境負荷を低減するとともに環境保全・創造活動を実践するため、以下の原則を履行する。

1 （環境保全・創造活動の推進）

職員全員が下記の環境保全・創造活動の実践に取り組むとともに、事業活動による環境負荷の低減及び環境汚染の予防・防止に努める。

(1) 環境保全活動

- ① 化学薬品は、適正使用を徹底し、適正管理に努める。
- ② 物品等の調達にあたっては、グリーン調達を推進する。
- ③ 電気、水、ガス、紙等の資源・エネルギーは、使用量の削減・再利用に努める。
- ④ 廃棄物の排出にあたっては、排出抑制及び分別による再資源化を図るとともに、適正管理に努める。
- ⑤ 廃棄物の受入れにあたっては、受入れ基準に基づき、適正管理に努める。
- ⑥ 排水処理施設及び排ガス処理施設は、適正に管理し、汚染物質排出の予防・防止に努める。

(2) 環境創造活動

- ① ライフステージに応じた環境学習・教育を推進し、県民、事業者の環境創造活動を支援する。
- ② グリーンエネルギーの導入等の地球温暖化防止のための実践活動を促進する。
- ③ 環境問題に関する情報収集・提供及び普及啓発・調査研究に努める。

2 （法令等の遵守）

当協会に適用される環境関連の法令等及び当協会の同意するその他の要求事項を遵守する。

3 （緊急時の対応）

緊急事態に備え、化学薬品の保管・使用及び排水処理施設等の管理にあたっては、防災対策を講じ、汚染物質の漏出の防止に努める。

4 （継続的改善）

環境方針、環境目標は、社会情勢及び社会的要請を考慮して定期的に見直しを行い、継続的改善により、環境負荷の低減と環境保全・創造活動の実践に努める。

5 （公開）

環境方針は、公開する。

制定日 平成 20 年 4 月 1 日

改訂日 平成 28 年 4 月 1 日

公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長

岩根 正

3 環境活動計画と環境目標の実績及びその評価

1 本部・資源循環部における環境目標とその実績

環境目標	具体的な取り組み	平成 28 年度 目標	平成 28 年度 実績	評価	
(1) 二酸化炭素排出量の削減		734, 206 kg-CO ₂ 以下	744, 325 kg-CO ₂	×	平成 28 年度は、購入電力の排出係数 0. 523kg-CO ₂ kWh で計算した。 (H27 年度は 0. 516kg-CO ₂ kWh で計算) 電気使用量の実態把握とともに節電を図ってきたが、ダイオキシン類分析の精度管理のため休日も含め空調を 24 時間稼働するなどにより、電気使用量が若干増加し、ガス使用量についても冬場の分析で加熱用ガス使用量が増加し、二酸化炭素排出量が環境目標を若干超過した。 次年度の目標設定に反映するとともに、二酸化炭素排出量の削減に取り組む。
① 電気 使用量	・ 昼休みの消灯 ・ 空調の適正化	1, 288, 460 kWh 以下	1, 304, 728 kWh	×	デマンドコントロールにより平準化を図っているが、分析精度確保のためダイオキシン分析室の空調制御方法を変更したため、環境目標を若干超過した。 次年度の目標設定に反映するとともに、引き続き節電に努める。
② ガス 使用量	・ 使用量を管理し、削減に努める	1, 056 m ³ 以下	1, 125 m ³	×	実験分析用の恒温装置と湯せん器などの冬期のガス使用量が目標値を超え年間の環境目標が未達成となった。 次年度の目標設定に反映するとともに、ガス使用量の削減に努める。
③ ガソリン 燃費	・ アイドリングストップ ・ タイヤの空気圧をチェック	平均 10. 7km/L 以上	11. 0 km/L	○	環境目標を達成した。 ガソリン使用量は 25570. 78 L であった。 引き続きエコドライブに努める。

環境目標	具体的な取り組み	平成 28 年度 目標	平成 28 年度 実績	評価	
(2) 廃棄物排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・非再資源化物の削減 ・紙使用量の削減 	リサイクル率 76 % 以上	73 %	×	<p>分別回収に努めたが環境目標未達成であった。非再資源化物の排出量の削減に努める。</p> <p>対象：一般廃棄物 再資源化物 古紙（コピー紙、雑誌など）、新聞紙、ダンボール、アルミ缶、スチール缶とびん類 非再資源化物 可燃ごみ（生ごみ／紙くずなど）と不燃・粗大ごみ（傘等）</p> <p>H28 年度排出量 一般廃棄物 6961.40kg （再資源化物 5102.50kg） （非再資源化物 1858.90kg） 前年度より 636.6kg 減少した。 次年度もリサイクルに努め、廃棄物排出量の削減に取り組む。</p>
(3) 水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・水の流しっぱなしの防止 ・洗浄時間の適正化 	2,928 m ³ 以下	2,726 m ³	○	<p>環境目標を達成した。 引き続き水使用量の削減に努める。</p>
(4) 化学薬品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO9001 等の手順書に従った化学薬品の適正使用、適正管理に係る記録の確認 	ISO9001 等の手順書に従い適正に管理する	月 1 回実施状況の確認	○	<p>化学薬品の管理は「薬品・高圧ガス管理手順」に従い管理が行われた。 また、安全衛生委員会による巡視点検（月 1 回／年 12 回）でも、特に問題はなかった。 引き続き適正な管理に努める。</p>
(5) グリーン調達	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え商品や分別しやすいものの購入 	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う	環境に配慮した物品等の購入及び使用	○	<p>グリーン調達については、主に事務用品においてグリーン調達が行われた。 引き続きグリーン調達に努める。</p>

環境目標	具体的な取り組み	平成 28 年度目標	平成 28 年度実績	評価	
(6)環境創造活動の推進	・啓発型イベント、セミナー等開催及び支援・協力、参加	環境保全活動の目標ポイント達成率 87%以上	88 %	○	<p>環境目標を達成した。</p> <p>環境創造活動を推進するため、環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員 1 人 1 人が個人目標（年間 8 ポイントの取得）に向け取り組んでいる。</p> <p>次年度も引き続き環境創造活動に取り組んでいく。</p> <p><u>主な環境創造活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断の受診 ・環境に関する資格等の受験 ・環境問題に関する講演会、セミナー等への参加 ・環境に関する調査・研究等を外部又は内部で報告 ・屋外清掃等の環境美化活動に参加
(7)産業廃棄物管理	・産業廃棄物管理票による産業廃棄物適正処分の管理	産業廃棄物適正管理の実施	マニフェスト発行（適正処理を確認）	○	<p><u>産業廃棄物</u></p> <p>廃プラスチック類、廃ガラス類、廃金属類、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油</p> <p><u>うち特別管理産業廃棄物</u></p> <p>廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥</p> <p><u>平成 28 年度排出量</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 3815.9kg うち特別管理産業廃棄物 2259.0kg <p>これらの産業廃棄物は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者に処分を委託している。委託時には産業廃棄物管理票（電子マニフェスト等）を発行し、全て適切に処分が行われていた。引き続き産業廃棄物適正管理に努める。</p>

(備考) <目標を掲げた項目以外のものの実績の把握>

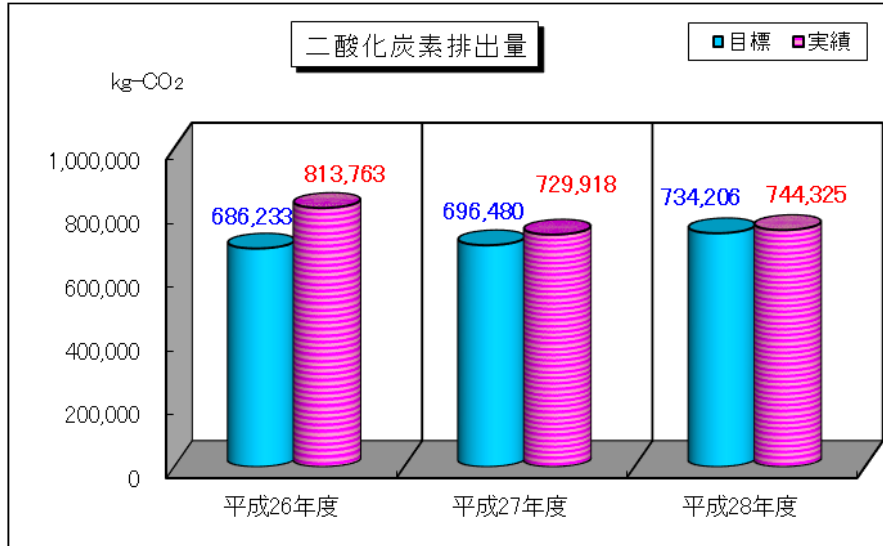
(1)資源：物質（紙・薬品）の購入実績 7.8 t

(2)物質（PRTR 法に基づく物質）の使用量 ≒0.54 t

(3)資源循環部水使用量：テナントビル全体の使用面積按分 126m³

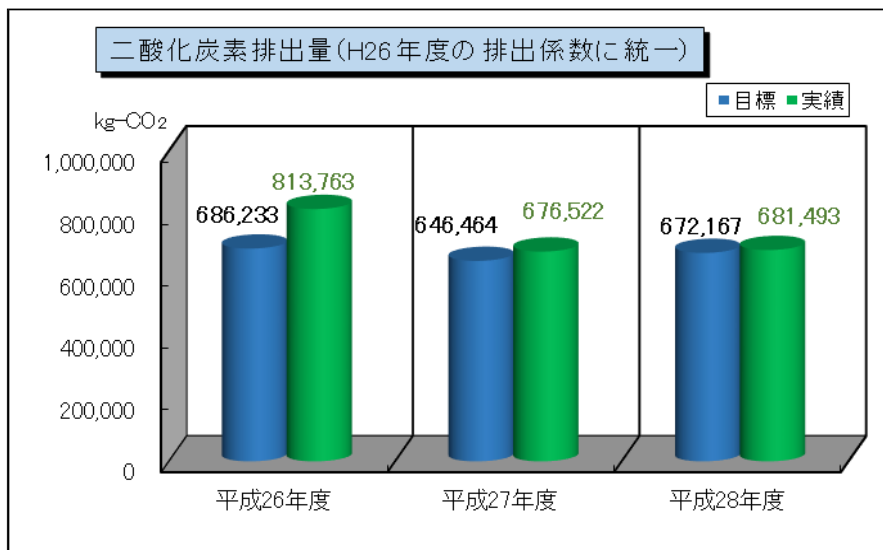
(4)太陽光発電事業における売電量 13,022,170kWh

二酸化炭素 排出量 kg-CO ₂	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	目標		686,233	696,480
実績		813,763	729,918	744,325

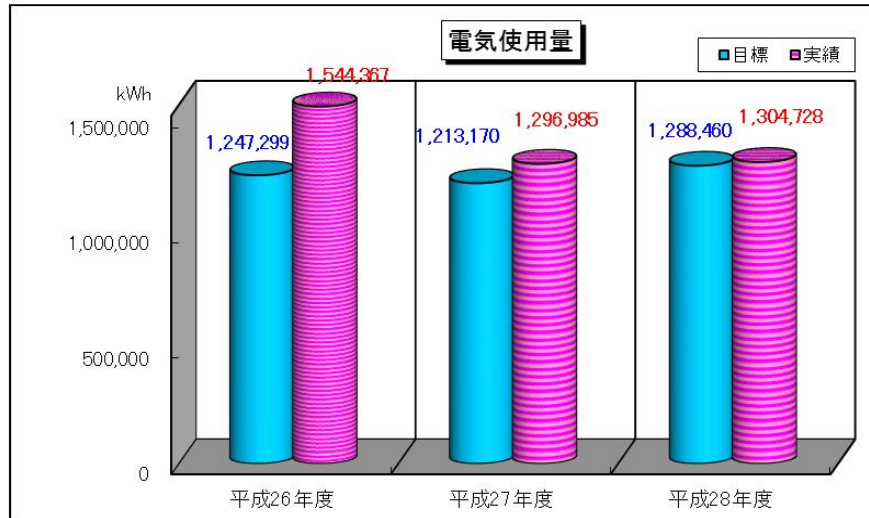


【参考】平成 26 年度の二酸化炭素排出係数 (電気 0.475kg-CO₂/kWh、ガス 2.10843kg-CO₂/m³、ガソリン 2.322kg-CO₂/L) で統一した場合の二酸化炭素排出量

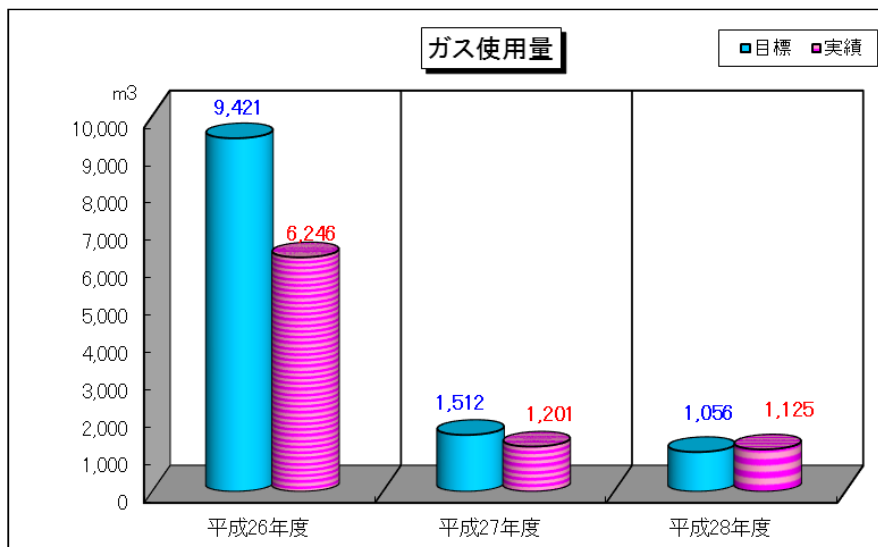
二酸化炭素 排出量 kg-CO ₂	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	目標		686,233	646,464
実績		813,763	676,522	681,493



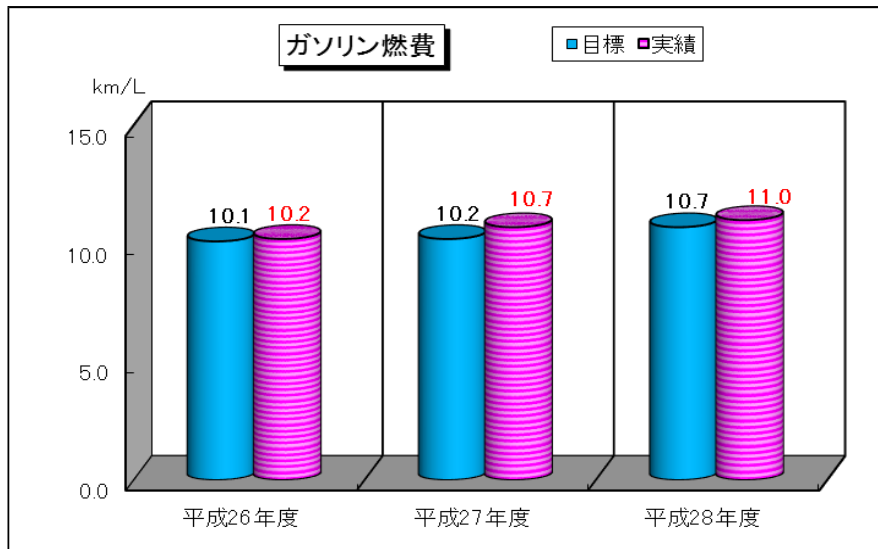
電気 使用量 kWh	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	目標	1,247,299	1,213,170	1,288,460
	実績	1,544,367	1,296,985	1,304,728
	CO ₂ 排出量 使用係数	0.475kg-CO ₂ /kWh	0.516kg-CO ₂ /kWh	0.523kg-CO ₂ /kWh



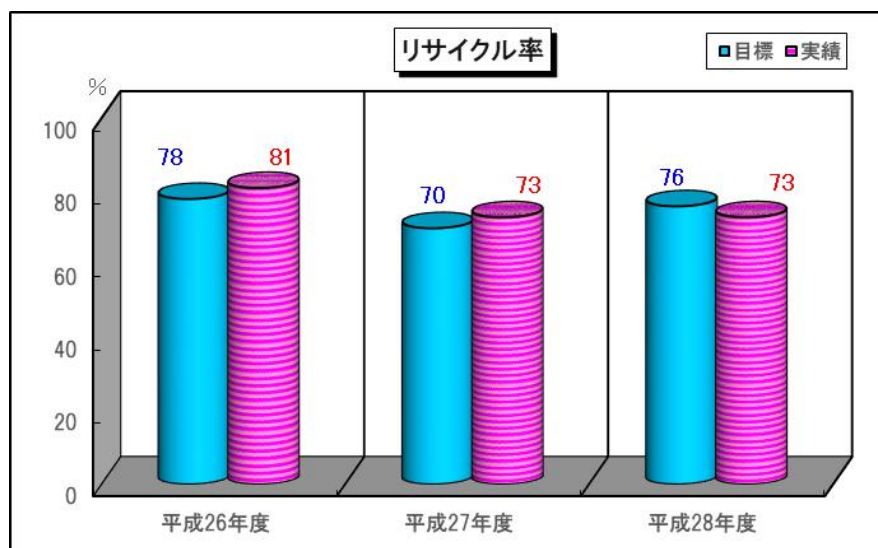
ガス 使用量 m ³	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	目標	9,421	1,512	1,056
	実績	6,246	1,201	1,125
	CO ₂ 排出量 使用係数	2.10843 kg-CO ₂ /m ³	2.10843 kg-CO ₂ /m ³	2.10843 kg-CO ₂ /m ³



ガソリン 使用量	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
	使用量目標 (L)	31,831	28,863	24,944	
	使用量実績 (L)	28,863	24,944	25,571	
	燃費 (km/L)	目標	10.1	10.2	10.7
		実績	10.2	10.7	11.0
CO ₂ 排出量 使用係数	2.32166kg-CO ₂ /L	2.322kg-CO ₂ /L	2.322kg-CO ₂ /L		



一般廃棄物廃棄量	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
	再資源化物 (kg)	12,666	5,525	5,103	
	非再資源化物 (kg)	5,541	2,073	1,859	
	リサイクル率 (%)	目標	78	70	76
		実績	81	73	73



2 赤穂事業所における環境目標とその実績

赤穂事業所については、平成 25 年度から認証登録範囲として運用した。

環境目標	具体的な取り組み	平成 28 年度 目標	平成 28 年度 実績	評価	
(1) 二酸化炭素排出量の削減					
<p>二酸化炭素排出量は、焼却灰・ばいじんの受入量により変動が多いため、数値目標は設定せず、管理に努めた。なお、二酸化炭素排出量は、平成 27 年度の 481,631kg-CO₂に対して平成 28 年度は 478,230kg-CO₂と減少した。</p>					
① 電力使用量					
<p>電力使用量の目標設定については、焼却灰・ばいじんの受入量により大きく変動することから、単位使用量等を目標として設定した。引き続き電力使用量の削減に努める。</p>					
ア 除塩設備	<ul style="list-style-type: none"> 施設の効率的な運転管理に努める 工程ごとの電力使用量を把握し管理に努める 	単位使用量 43.0kWh/トン以下	34.5kWh/トン	○	環境目標を達成した。 ばいじんと高塩素原料の処理量から単位使用量(kWh/トン)を算出している。 処理量が増加したことから処理効率が向上した。
イ 還元加熱	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の照明は、不在時・昼休みは消灯する 事務所の冷暖房は、適正な温度に設定する 	単位使用量 260kWh/トン以下	158kWh/トン	○	環境目標を達成した。 ばいじん(ストーカ炉)の処理量から単位使用量(kWh/トン)を算出している。
ウ 焼却灰処理		単位使用量 11kWh/トン以下	7.4kWh/トン	○	環境目標を達成した。 焼却灰の処理量から単位使用量(kWh/トン)を算出している。
エ 動力線 + 電燈線		単位使用量 18kWh/トン以下	14.74kWh/トン	○	環境目標を達成した。 照明、空調、事務機器等の電力使用量の割合が大きいと考えられ、使用している各建屋の延べ稼働時間あたりの電力使用量(電燈線と動力線の合計)で設定している。
② ガソリン燃費	<ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップ 不要な荷物を下ろす 急発信、急加速はやめる 	平均 10.0km/L以上	10.0km/L	○	環境目標を達成した。 本部・資源循環部と同様に燃費(km/L)を目標としている。 (ガソリン使用量:454L) 引き続きエコドライブに努める。

環境目標	具体的な取り組み	平成 28 年度 目標	平成 28 年度 実績	評価	
③ 軽油 使用量	・重機の効率的な運 転管理に努める	1. 1L/トン 以下	0. 76L/トン	○	環境目標を達成した。 主に焼却灰の処理に使用 する重機の軽油である。焼 却灰の単位処理量あたりの 軽油使用量で設定してい る。引き続き重機の効率的 な運転管理に努める。
(2) 水使用量 の削減					
① 施設用 水	・効率的な水利用を 行う	単位使用量 9. 9 m ³ /トン 以下	10. 38 m ³ /トン	×	ばいじんと高塩素原料の 処理量から単位使用量 (m ³ /トン) を算出している。 (年間の使用量 107, 630 m ³) ばいじん、高塩素原料中 の塩素含有量の増加によ り、塩素除去のための水使 用が増加し、ばいじん、高 塩素原料受入量当たりの水 使用が増加した。 実態を踏まえ目標を設定 するとともに引き続き効率 的な水利用に努める。
(3) グリーン 調達	・詰め替え商品や分 別しやすいもの の購入	詰め替え商 品や分別し やすいもの を最優先し て購入・使用 を行う	環境に配慮 した物品等 の購入及び 使用	○	グリーン調達について は、事務用品においてグ リーン調達が行われた。

(備考) <実績の把握>

- (1) 電気：862, 516 kWh
- (2) 液化石油ガス (LPG)：65, 412 kg
- (3) 軽油：9, 863L
- (4) 水道使用量 95, 244m³
工業用水 (セメント工場) 12, 596m³
- (5) 資源：物資 (紙) 0. 051t
- (6) 総排水量：106, 381m³



4 次年度の取り組み内容

○ 本部・資源循環部

承認	審査	作成
岩根	鷲見	吉本
H29. 8. 4	H29. 8. 1	H29. 8. 1

環 境 目 標 一 覧 表 (本部、資源循環部)

活動	取り組み項目	管理項目	平成28年度目標	平成28年度実績	平成29年度目標	平成30年度目標	平成31年度目標	主な取り組み項目
環境負荷の低減	二酸化炭素排出量の削減【環境方針(1)③】		734,206 kg-CO ₂	744,325 kg-CO ₂	728,291 kg-CO ₂	728,291 kg-CO ₂	728,291 kg-CO ₂	電気、ガス、ガソリンの削減に取り組む
		電気使用量(kWh)	1,288,460 kWh	1,304,728 kWh	1,343,400 kWh	1,343,400 kWh	1,343,400 kWh	廊下の消灯や昼休み時間の消灯を徹底する、パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する、冷暖房時は適切な温度(冷房時28℃、暖房時19℃)に設定するなど
		ガス使用量(m ³)	1,056 m ³	1,125 m ³	1,130 m ³	1,130 m ³	1,130 m ³	ガス使用量を管理し、削減に努める
		ガソリン燃費(km/L)	10.7 km/L	11.0 km/L	11.0 km/L	11.0 km/L	11.0 km/L	エコドライブの推進(不要なアイドリングをやめる、タイヤの空気圧をチェックする、不要な荷物を降ろす、暖機運転は適切に行う、急発進、急加速はやめるなど)
環境負荷の低減	廃棄物の再資源化の推進【環境方針(1)④】	リサイクル率(%)	76.0%	73.0%	76.0%	76.0%	76.0%	再生できる紙類はごみにせず分別する、アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別する、使い捨て容器の使用を控えるなど
	水使用量の削減【環境方針(1)③】	水使用量(m ³)	2,928 m ³	2,726 m ³	2,740 m ³	2,740 m ³	2,740 m ³	水の流しっぱなしをしない、洗浄時間を適正に行うなど
	化学薬品の管理【環境方針(1)①】	薬品管理	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	月1回実施状況の確認	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従った化学薬品の適正使用、適正管理に係る記録を確認
環境創造活動	グリーン調達【環境方針(1)②】	グリーン調達の推進	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	環境に配慮した物品等の購入及び使用	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	概ねグリーン購入を徹底しているが、文房具においてまだ改善の余地がある。今年は、購入時に代替品がないかよく確認の上、購入する。
	環境創造活動の推進【環境方針(2)①②③】	環境保全活動	年間平均達成率87%以上	88.0%	年間平均達成率87%以上	年間平均達成率87%以上	年間平均達成率87%以上	環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員1人1人が個人目標(年間8ポイントの取得)に向け取り組む。「環境創造活動チェック表」により、四半期ごとにチェックする

※ 環境方針(1)⑤⑥は法令遵守に該当するため別途管理する。
 ※ 平成28年度の排出係数は0.523kg-CO₂/kWhで計算。平成29年度の購入電力の排出係数は0.496kg-CO₂/kWhで計算。
 ※ 赤穂事業所の環境目標については別途管理する。

○ 赤穂事業所

承認	審査	作成
岩根	鷺見	吉本
H29. 8. 4	H29. 8. 1	H29. 8. 1

環境目標一覧表 (赤穂事業所)

活動	取り組み項目	管理項目	単位	平成28年度 目標	平成28年度 実績	平成29年度 目標	平成30年度 目標	平成31年度 目標	主な取り組み内容	
環境 負荷 の 低 減	二酸化炭素排出 量の削減 【環境方針(1)③】	電気使用量							<ul style="list-style-type: none"> ・施設の効率的な運転管理に努めるとともに工程ごとの電力使用量を把握し管理に努める。 ・事務所の照明は、不在時・昼休みは消灯する。 ・事務所の冷暖房は、適正な温度に設定する。 	
		除塩設備	単位使用量 kWh/トン	43.0以下	34.5	40.0以下	40.0以下	40.0以下		
		還元加熱	単位使用量 kWh/トン	260以下	158	200以下	200以下	200以下		
		焼却灰処理	単位使用量 kWh/トン	11.0以下	7.4	9.0以下	9.0以下	9.0以下		
		動力線 +電燈線	単位使用量 kWh/h	18.0以下	14.74	17.0以下	17.0以下	17.0以下		
		ガソリン燃費	k m/L	10.0以上	10.0	10.0以上	10.0以上	10.0以上	エコドライブの推進 (不要なアイドリングをやめる。不要な荷物を下ろす。急発進、急加速はやめる等)	
		軽油使用量	単位使用量 L/トン	1.10以下	0.76	1.00以下	1.00以下	1.00以下	1.00以下	重機の効率的な運転管理に努める。
	水使用量の削減 【環境方針(1)③】	工程における 水使用量	単位使用量 m ³ /トン	9.90以下	10.38	10.40以下	10.40以下	10.40以下	10.40以下	効率的な水利用を行う。
	グリーン調達 【環境方針(1)②】	グリーン調達の推進	—	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	環境に配慮した物品等の購入及び使用	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	環境に配慮した物品等の購入及び使用を行う。	

※二酸化炭素排出総量は、受入量や質により変動が多いため数値目標は設定せず管理に努めることとする。

※事務所の水使用量は、水使用量が少なく、見学者や外部からの設備補修業者等の人数に大きく影響を受けるため、数値目標は設定せず管理に努めることとする。

※一般廃棄物（事務から排出する廃棄物）の排出量及び資源化率の把握に努めることとする。

※参考（実績）

年度	従業員数	稼働日数	稼働時間
H24	8	246	2,327時間/日
H25	9	330	3,228時間/日
H26	12	348	7,334時間/日
H27	12	343	11,652時間/日
H28	12	356	12,365時間/日

5 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

法令等の名称		該当する活動	評価
基本・一般	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・ 公害防止管理責任者の設置	○
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	・ 物品購入等に際し、環境物品等の選択に努める	○
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	・ 環境報告書の公表等	○
	環境の保全と創造に関する条例	・ 情報公開	○
大気	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）	・ 対策域内での使用及び所有の不可	○
	環境の保全と創造に関する条例	・ 特別対象地域における特定自動車の運行の禁止 ・ 自動車の効率的な使用 ・ 環境への負荷の少ない自動車の購入 ・ 自動車の適正な運転・整備 ・ 自動車の停止時の原動機の停止	○
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	・ 「管理者の判断基準」の遵守 ・ フロン類算定漏えい量の報告 ・ フロン類の引渡し義務	○
水質	水質汚濁防止法	・ 特定施設設置、使用、変更届出 ・ 特定施設使用廃止、氏名等変更届出 ・ 承継届出 ・ 排出基準の遵守 ・ 有害物質使用特定施設の点検 ・ 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務 ・ 事故時の措置	○
	下水道法	・ 下水の量・水質・使用開始時期の届出 ・ 除外施設の設置 ・ 下水放流水質基準の遵守 ・ 特定施設の設置、使用、変更届出 ・ 特定施設使用廃止、氏名等変更届出 ・ 承継届出 ・ 下水放流水の汚染状態の測定義務 ・ 事故時の措置 ・ 排水管理結果を公共下水道管理者に報告	○

法令等の名称		該当する活動	評価
水質	神戸市下水道条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水使用開始・廃止・休止届出 ・ 下水放流水質基準の遵守 ・ 除外施設の設置 ・ 除外施設設置、変更、廃止、氏名変更届出 ・ 承継届出 ・ 排水管理者の選任、届出 ・ 排水管理結果を神戸市公共下水道管理者に報告 	○
	赤穂市下水道条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備の計画の確認 ・ 排水設備工事完成届 ・ 下水使用開始・廃止・休止届出 ・ 除外施設の設置 ・ 除外施設設置・変更届出 	○
土壌	土壌汚染対策法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水濁法有害物質使用特定施設の廃止時の調査、報告 ・ 指定調査機関の指定の申請、更新、変更の届出 ・ 業務規程の制定、変更、届出 	○
騒音	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制基準の遵守 ・ 特定施設の設置、使用、変更届出 ・ 特定施設使用廃止、氏名等変更届出 ・ 承継届出 	○
	環境の保全と創造に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制基準の遵守 ・ 特定施設の設置届出、変更届出 ・ 承継届出 ・ 廃止届出、氏名変更届出 	○
悪臭	悪臭防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制基準の遵守 ・ 事故時の措置と報告 	○
廃棄物・リサイクル	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理委託基準の遵守 ・ 一般廃棄物処理施設の設置許可申請、変更許可申請、軽微変更届 ・ 一般廃棄物処理施設維持管理基準の遵守 ・ 欠格要件該当時の届出 ・ 産業廃棄物保管基準委託処理基準の遵守 ・ 特別管理産業廃棄物委託処理基準の遵守 ・ マニフェスト発行・保管・返送遅延時の届出 ・ マニフェスト交付状況の報告 ・ 電子マニフェスト通知の確認 ・ 技術管理者の配置 ・ 一般廃棄物処理施設での事故発生時の応急措置と届出 	○

法令等の名称		該当する活動	評価
廃棄物・リサイクル	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	・再生部品等の利用、リサイクルの促進	○
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	・分別排出の協力	○
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	・TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄	○
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	・自動車の所有者の責務	○
	環境の保全と創造に関する条例	・事業者によるごみの散乱防止	○
	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例	・事業系一廃の収納方法の遵守 ・事業系一廃業者の許可書等の写しの保存	○
	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・廃棄物処理基準遵守	○
化学物質・危険物	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	・排出量の把握	○
	毒物及び劇物取締法	・適正な取扱義務に係る確認 ・毒物又は劇物の表示義務 ・事故時の措置 ・毒物・劇物の盗難・紛失防止措置 ・毒物・劇物の飛散・流出・地下浸透防止措置 ・容器、貯蔵・陳列する場所への毒物・劇物の文字の表示 ・事故時の措置	○
土地利用	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・指導基準の遵守 ・特定開発事業の届出 ・指定工場等に係る規制基準の遵守 ・指定工場等の設置許可、変更許可 ・指定工場等の設置・変更に係る完成届 ・事故届・再発防止計画・再発防止措置完了届 ・氏名等変更届	○
	赤穂市都市景観の形成に関する条例	・大規模建築物等の届出	○
その他	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	・変更届 ・許可届出使用者廃止措置計画届の提出 ・事故届	○
	電波法	・高周波利用設備の設置許可申請、変更等許可申請、許可状記載事項の変更	○

法令等の名称		該当する活動	評価
その他	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知機の設置 ・消火器具の設置 ・屋内消火栓の設置 ・消防用設備等の点検と報告 	○
	神戸市火災予防条例	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス容器の管理 ・核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出 	○
	赤穂市火災予防条例	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の貯蔵・取扱における火災予防上必要な措置の実施・基準遵守 	○
	高圧ガス保安法	<ul style="list-style-type: none"> ・一定量以上の高圧ガスの消費⇒届出 ・特定高圧ガスの消費方法の変更、廃止届 ・高圧ガス取扱基準の遵守 	○
	労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象化学物質によるリスクアセスメントの実施 ・化学物質安全性データシート（SDS）の周知、作業場への掲示・備え付け ・リスクアセスメントの調査結果の周知 	○

(2) 環境関連法規等の違反、訴訟等の有無

過去3年間において、環境関連法規等への違反、訴訟及び外部からの苦情はありませんでした。



6 代表者による全体評価と見直しの結果

見直しのための情報	確認・指示内容/変更の必要性
<p>[方針・目標、達成状況]</p> <p>○「本部・資源循環部」 二酸化炭素排出量が目標未達成となりました。 その原因としては、電気使用量について、実態把握に努めつつ節電を図ってきましたが、ダイオキシン類分析の精度管理のため休日も含め空調を24時間稼働するなどにより電気使用量が若干増加し、ガス使用量についても冬場の分析で加熱用のガス使用量が多くなり、二酸化炭素排出量が目標を若干超過しました。</p> <p>○「赤穂事業所」 水使用量（施設用水）が目標未達成となりました。 その原因としては、ばいじん・高塩素原料中の塩素含有量の増加により塩素除去のための水使用量が増加し、ばいじん・高塩素原料受入量あたりの水使用量が増加しました。</p>	<p>[環境方針・環境目標に対するコメント]</p> <p>エコアクションの取り組みを始めてから8年が経過し、職員には環境意識が定着しており、取り組みは順調に進んでいると考えられる。</p> <p>平成28年度は、「本部・資源循環部」において、二酸化炭素排出量の目標が未達成となったが、原因をきちんと究明していることは評価できる。次年度の目標設定については、実態を踏まえて目標を設定する必要がある。</p> <p>「赤穂事業所」においては、目標を達成していない項目はあるものの、受入原料に影響を受ける部分でもある。実態を踏まえて平成29年度の目標を設定するとともに、状況を見て判断していく必要がある。</p> <p>(変更の必要性) 有 無</p>
<p>[環境活動計画の取組み状況]</p> <p>環境目標を達成するための活動項目及び進捗状況等は、業務連絡会等により職員に通知され、取り組みが推進されています。</p> <p>内部監査により、適切な是正措置がされています。</p>	<p>[環境活動計画に対するコメント]</p> <p>継続した取り組みを行うことができるよう、今後も周知・徹底すること。</p> <p>(変更の必要性) 有 無</p>
<p>[法律等の改定、遵守状況]</p> <p>環境関連法規への違反及び外部からの指摘及び訴訟はありませんでした。</p>	<p>[遵守状況の確認に対するコメント]</p> <p>特になし</p> <p>(変更の必要性) 有 無</p>
<p>[環境経営システムの実施状況]</p> <p>平成28年度の外部審査において、指導事項として、</p> <p>①赤穂事業所の事務所からの廃棄物排出分を明確にすること。</p> <p>②本部、資源循環部の計画的な緊急事態対応訓練の実施及び全部門の緊急事態対応手順書の有効性の検証・見直しをすることについて指摘があり、それぞれ是正対応しました。</p> <p>平成28年度の内部監査において、観察事項として、環境関連法規が全て網羅されているか等の確認方法について指摘があり、環境関連法令チェックリストを作成し、定期的に見直すこととしました。</p>	<p>[環境経営システムに対するコメント]</p> <p>環境経営システムが機能していると評価できる。</p> <p>平成29年度においては、二酸化炭素排出量の削減に向けて一層取り組むこと。</p> <p>また、全職員における緊急事態対応訓練の実施及び対応手順書の有効性の検証をすること。</p> <p>環境関連法令チェックリストが常に最新であるよう管理方法をルール化すること。</p> <p>(変更の必要性) 有 無</p>
<p>[報告年月日] 平成29年 7月26日</p>	<p>[見直し年月日] 平成29年 7月28日</p>
<p>[環境管理責任者] 鷲見 健二</p>	<p>[代表者] 岩根 正</p>



〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番18号

TEL 078-735-2737 FAX 078-735-2292

<http://www.eco-hyogo.jp/>